

別 紙

答申第108号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 28 年 3 月 30 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成 26 年度以降に、福井県など原発立地道県との間で、核燃料税に関して照会・情報交換した内容がわかる文書一式」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成 28 年 4 月 13 日付けで公開決定等の期間延長を行い、同年 5 月 13 日付けで公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により、非公開決定（以下「本決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、本決定を不服として平成 28 年 6 月 27 日に審査請求を行った。
- (5) 実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 28 年 11 月 8 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本決定を取り消し、請求内容の手がかりとなるあらゆる書類、メモ書き、電磁的記録等の文書を公開するよう求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書による主張の要旨は次のとおりである。

文書が存在しないのはあまりに不自然である。同様の公文書公開請求に対し、石川県が開示した公文書の一部では、佐賀県が核燃料税を導入している道県に照会を実施し、その回答を取りまとめている。文書の回答結果を見る限り、島根県も回答したことになっている。石川県はこれらを公文書として管理しているのに、島根県は怠ったというのか。それとも、島根県の文書管理規程では管理の必要がないのだろうか。いずれにせよ、文書不存在との説明には納得がいかない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 島根県公文書等の管理に関する条例第 6 条では、公文書の作成について、「実施機関の職員は、第 1 条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は

法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と規定されており、処理に係る事案が軽微なものについては、文書の作成は義務付けられていない。

- (2) 核燃料税に関する他の原発立地道県との情報交換は、核燃料税条例の更新作業を行う際や新たな状況に対応するために既存の制度を見直す場合などに限られているのが実態であり、他の道県の状況については、島根県での制度の見直しを行うために必要な範囲で参考としている。
- (3) 島根県では、平成 26 年度以降、平成 27 年 3 月末で期間が終了する島根県核燃料税条例の更新に係る事務や、廃止措置計画認可後の原子炉に対する課税のあり方等についての研究を行っており、これらに関連して他の原発立地道県に照会を行ったことはあるが、その内容は条例の文言の確認など軽微なやりとりであったため、文書として作成していないものである。
- (4) 審査請求書に添付されていた石川県公開の文書は平成 23 年度のものであったため、今回の請求対象からは外れている。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 26 年度以降に、福井県など原発立地道県との間で、核燃料税に関して照会・情報交換した内容がわかる文書一式（以下「本件対象公文書」という。）である。

審査請求人は審査請求書の中で、「担当者のメモ書きや電磁的記録（＝電子メール）など、手がかりとなるあらゆる文書を開示すべきである。」と主張しているが、公開請求の対象となる「公文書」とは、条例第 2 条第 2 項に定められているとおり、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているもの」をいう。よって、担当者個人のメモ書きや電磁的記録等は、それらが職員の個人的な検討段階にとどまる資料、補助的に作成したものなどである場合、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているもの」に当たらず、公文書に該当しないため、請求の対象とはならないものである。

(3) 本件対象公文書の不存在について

実施機関は、核燃料税条例の更新に係る事務等について、他の原発立地道県に対して照会を行ったことはあるが、その内容は軽微なやりとりであったため、文書として作成しておらず、対象となる公文書は存在しないと主張している。

当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関が他の原発立地県への照会の内容を「処理に係る事案が軽微なもの」として文書を作成しなかったことの適否を判断する立場にはない。したがって実施機関が請求内容を満たす公文書を保有しているか否かを確認し、実施機関の主張する公文書不存在の理由に不合理な点がないかを判断するものである。

当審査会は、対象となる公文書が存在しないことについて、実施機関の意見陳述等により、以下ア、イのとおり説明を受けた。

ア 核燃料税条例の更新に関する事務について

島根県の核燃料税条例の更新時期は他の原発立地県と比べて最も遅い時期の更新であったため、既に条例更新を終えた他の県の情報はホームページ等で情報収集できる部分が多く、他の原発立地県に対する一斉の文書照会を行っていない。

一方、ホームページで公開されている条例や議会の会議録等で確認できない事項については、必要に応じて電話等により個別に照会を行っていた。照会の内容は、条例の文言に関する問い合わせや他の県の税率割合をまとめた一覧表の作成の際に条例等で読み取れなかった部分の確認である。これらの照会を行った際の記録を作成していない理由は、一覧表については、聞き取った内容を一覧表に直接記入をしたため、録取等は作成しておらず、条例の文言等に関する問い合わせについても照会をする際に想定していた回答であったため、文書を作成せず、口頭で上司への報告を行ったものである。

イ 廃止措置計画認可後の原子炉に対する課税のあり方の検討業務について

平成 27 年 4 月以降、廃止措置計画認可後の原子炉に対する課税のあり方について研究を行っており、同時期に廃炉を決定した県などに、検討状況等を確認するために問い合わせを行ったが、いずれも明確な回答を得ることが出来ず、文書として残していない。なお、各自治体とも具体的な案を作成し、電力事業者との間で意見交換や協議を行う段階になると、情報管理の徹底のために他の原発立地県との情報交換は行えない状況になるため、同時期に廃炉を決定した県との情報交換は平成 27 年度の早い段階で行わなくなっている。よって上記の検討状況等の確認のための問い合わせ以降についても対象となる文書は存在しない。

(4) 本決定の妥当性について

実施機関による他の原発立地県への個別照会について、実施機関が「処理に係る事案が軽微なもの」として処理をした以上、その判断の適否はともかく、上記ア、イのとおり、個別の照会に関する公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点はなく、他に対象となる公文書の存在を推認させる事情も認めることができなかつたことから、本件対象公文書を不存在として非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第142号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年11月8日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年11月30日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成29年4月27日 (審査会第1回目)	審議
平成29年5月18日 (審査会第2回目)	審議
平成29年7月20日 (審査会第3回目)	審議
平成29年9月21日 (審査会第4回目)	審議
平成29年10月26日 (審査会第5回目)	審議
平成29年11月16日 (審査会第6回目)	審議
平成29年12月22日 (審査会第7回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成30年1月18日 (審査会第8回目)	審議
平成30年2月16日 (審査会第9回目)	審議
平成30年3月29日 (審査会第10回目)	審議
平成30年5月25日	島根県情報公開審査会が実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
和久本 光	弁護士	
横地 正枝	行政書士	H30.4.21まで
木村 美斗	行政書士	H30.4.22から